

# 中世都市ウインチスタとサウスハンブタン(七)

——第十三世紀初葉以前イングランドの内域都市と沿海都市——

田 中 正 義

## 一三

われわれは、前節第一二節に引続き「ウインタンドウムズデイ」第二部の分析を爰により一層深化せしめたいと考える。

曩に、われわれは、一一四八年現在、ウインチスタの私的領主<sup>27)</sup>地主中、其の地代收支上の黒字が二ポンドを超える所の、その最も富裕なる階層に属するもの十名の中に、サムソンなる名の造幣人の存したる事実を知ったのであるが、「ウインタンドウムズデイ」第二部の記述中にはいまひとり造幣人の名が挙げられている。——サムソンの居住するハイーストリイトの北側ならざる、其の南側の住人としてである。

「造幣人シワルドは王に「ランドゲイブル」六ペンスを、「ウインチスタの」司教にそのバロン「の土地」につきて  
〔地代〕一五シリング三ペンス、ほかに七シリングを「納む」……〔112〕 *Sewardus monetarius regi vi d. et*

episcopo xv s. et iii d. de B. et vii s.....<sup>(272)</sup>

而して *Flemingere* 通りに於ても、われわれは再び、次のとき記述に遭遇するのである。

「造幣人シワルドは王に「ランドゲイブル」一五ペンスを「納め」、而して「ステイイヴン王の重要な支持者のひとり」ウィリアム・オウーチェスニ William of Chesney に宿、塩（—食事）並びに水（—飲料水）「を提供する」義務を負ひ、ウィリアム・ドゥーシャテレア William de Chateleia に「貨幣地代」六シリングを「納む」、而して「彼自身は」其処（当該土地）より二シリングの地代収入を上げ。而して彼はまた、ウェアウエルの尼僧院長に「地代」一五ペンスを「納め」、而して「彼自身は」八シリングの地代収入を上げ。〔512〕 Swardus monetarius regi xv d. et Willelmo de Chaisneto ospicium salern et aquam et Willelmo de Chateleia vi s. et habet inde ii s.; et idem abbatisse de Warewolla xv d. et habet viii s.〕<sup>(273)</sup>

併しながら、一一四八年現在、此の市の造幣人は、「第二部」には、きりその名の謳われている右のサムソン・シワルド兩名を以てそのすべてである、と考うべきであろうか、明らかに否である、——若しわれわれにして *argumen-tum ex silentio* に訴えざらんと欲するならば。かくて、既引の『ウィンチスタ研究』第一巻第四章の共同執筆者たる ビドゥル・キーン両氏は、いま「第二部」の記述に古銭学の提供する所の証拠を突き合せることに依つて、出土銀貨の銘文の示す所の造幣人の署名と「第二部」の記述中に現われる人名とを同定 *identity* せんと試み、斯かる作業を通じて右の兩名のほかにも、更になお五名の者の ‘probable’ なる造幣人として当時ウィンチスタに居住していたる事実を推定して居るのである。すなわち、両氏は、ハイーストリイトの北側の記述〔23〕、同南側の記述〔172〕、而して *Burdene* 通りの記述〔403〕に三たび現われるヒュウ Hugo なる人物は、<sup>(274)</sup> 出土銀貨裏面の銘文における造幣人

Hueo と、ハイストリート の北側の二箇所の記述〔38〕・〔73〕並びに同南側の三箇所の記述〔90〕・〔91〕・〔104〕に五たび現われるロジャー・オヴラー・エー Rogerus de Haia なる人物は、<sup>(275)</sup>出土銀貨裏面の銘文における造幣人 Rogier または Rogirus と、ハイストリート の南側の記述〔101〕に現われるジェフリ Gauridus なる人物は、<sup>(276)</sup>出土銀貨銘文における造幣人 Geffrei と、ハイストリート の南側の記述〔89〕・*Tannere* 通りの二箇所の記述〔643〕・〔644〕・<sup>(277)</sup>而して *Golde* 通りの記述〔865〕に四たび現われるステイヴン Stephanus (Mucheio) なる人物は、<sup>(278)</sup>出土銀貨銘文における造幣人 Stefne と、最後に *Calpe* 通りの記述〔848〕に現われるサイエト Saietus なる人物は、<sup>(279)</sup>出土銀貨銘文における造幣人 Saiet と、それぞれ、ま同、一人物であることを、推定しているのである。而も、その場合、両氏は、「第一部」における記載條項〔23〕・〔172〕・〔403〕の各記述を通じて常に「チェピングの息子」(*filius Cheppingi*) として表現されて居る所の、右の五名中最初のヒュウの父親チェピング Cheppingus は、かの一一〇年ごろ成立の「第一部」に於て「現にその息子ヒュウが一四八年現在依然その通りに彼の屋敷地を保有して居る所の」*Brudene* 通りに両氏に依つて曩に 'probable' なる造幣人として見出された——出土銀貨銘文における造幣人 Kipig と identify せられた、チェピング Cheppingus と、その綴りに些少の相違こそあれ、恐らく同一人物ならんとなして、一一四八年に「第二部」の調査が行われた時点に於ては、此の者は既に他界して居たもの、と推定するのである。<sup>(279)</sup>いま右のビドウル・キーン両氏に依るところの identification にして誤りなしとするならば、われわれは、是れに依つて今や此の時代都市民中特権的な王の造幣人なる官職地位はここにもはや漸く世襲化し、つつあつたことを知り得るのであらう。

却説、右のサムソン・シワルドを含む造幣人以外に、一一四八年現在、われわれのウインチスタには其処に如何な

る職業人——商工業関係者——が見られたであろうか。

さしあたり、われわれは、是れを先きの「第一部」の分析の例に倣って、ほぼ調査結果の記載順に——パアロウ教授の各記載條項に附せる番号の若い順に、それぞれの通りについて、細大洩らさず、検出してみることにしよう。

まず、ハイーストリイト *Magnus vicus* の北側では、「西門」 *Porta de west* 寄りから始めて「東門」 *Porta de est* の方へ向って、アダム Ade [15], クピング Cuppingus [16] なる靴屋 (*corduanus*)、アディラー *Adelardus* [19]・[22], リチャード Ricardus [20], サースティン Turstinus [24] なる「恐らくは骨製の」縫針作り (*ocularius*)、ロッキヤ Rogerus [27] なる「教会の建物・典籍等の」塗装工 (*pictor*)、ゴイタ Petrus [35] なる高級服地商 (*mercarius*)、レイモンド Reimundus [40] なる長服仕立人 (*parmentarius*)、ロッキヤ Rogerus [52]・[77], ゼマルー Drogo [83] なる染色工 (*tinctor*)、ハンナー Bernardus [55], リチャード Ricardus [59] なる屠畜業者 (*carnifex*)、ロハット Robertus [61] なる獸脂売り (*unctarius*)、インガル Ingalfus [61] なる箒作り (*besmere*)、ラルフ Radulfus [61] なる調理師 (*cocus*)、ボナルドウィン Baldewinus [68] なるパン焼職人 (*pistor*)、ヒュドロー Hudo [86] なる製粉工 (*molendinarius*)、ハンナー Bernardus [87] なる鍛冶屋 (*faber*) —— 以上、一八人の職業人、職業別では二三の職種がそこに認められるほかに、セワイ Sewi [69] なる、リネンの織物類 (*lini panni*) が其処に於て販売せられた「軒或いは数軒の」店舗 (*selda*) を保有 (*teneo*) する所の人物、が見出される。

次に、ハイーストリイトの南側に移れば、此処では、「東門」寄りから「西門」の方へ向って、ロハット Robertus [96] なる石工 (*maeco*)、アイルウィン Aliwins [102] なる鍛冶屋、ハーディング Hardings [109] なる麦酒醸造人 (*brachiator*)、トゥロル Turoldus [114] なる屠畜業者、ラルフ Radulfus [115] なる金細工師 (*aurifaber*)、ウィ

リナム Wilhelmus [120], ヘルリ Henricus [133] なる<sup>(297)</sup>塗装工、ロムマヤ Robertus [134] なる<sup>(298)</sup>「財務府御用」割符截断者 (*talcautor*)、前出のピイタ Petrus [136] なる高級服地商、エドリック Eadricus [141] なる<sup>(299)</sup>葡萄酒商人 (*vinetarius*)、<sup>(300)</sup>——以上、曩に此の通りの北側に於ても認められたピイタを除いて新しい九人の人物、職種としては新たに五つの職種がそこに認められる。

次に、「西門」から市壁のそとへ出て、此処には、ロムマヤ Robertus [177]・[220], ウィリアム Wilhelmus [179]・[253], アイノリック Aelricus [287] なる<sup>(301)</sup>鍛冶屋、リチャヤ Ricardus [180] なる<sup>(302)</sup>蜂蜜酒売り (*meddere*)、リチャヤ Ricardus [182]・[229]・[231]・[255] なる<sup>(303)</sup>「上級財務府御用」通貨熔解人 (*fundor*)、ゴロット Picot [184] なる<sup>(304)</sup>岩塩溶液の煮沸夫 (*sammarius*)、マラン Alanus [187] なる<sup>(305)</sup>櫛作り (*scularius*)、ウィリアム Wilhelmus [188]・[199] なる<sup>(306)</sup>エール醸造人 (*bruuere*)、ヘルヴィック Herevic [190], グンテナ Gunterus [250], オイン Oinus [299] なる<sup>(307)</sup>ロブ仕立人、ゴットフリイ Godetridus [191] なる<sup>(308)</sup>穀物商 (*cornemang[e]re*)、ウァーリン Warin [194] なる<sup>(309)</sup>「床敷用」蘭草売り (*russmangere*)、前出のピイタ Petrus [200]・[210]・[238]・[265] なる<sup>(310)</sup>高級服地商、おなじく前出のサースティン Turstinus [203] なる<sup>(311)</sup>縫針作り、アルウィン Alwinus [214] なる<sup>(312)</sup>伐採人 (*higntor*)、ヤリヤ Selida [217] なる<sup>(313)</sup>銅細工師 (*balor*)、ウィリアム Wilhelmus [218], マンステティン (Anschetillus [283] なる<sup>(314)</sup>馬具 [= 拍車] 師 (*lorimer*)、マンスベナー Turbertus [235] なる<sup>(315)</sup>調理師、シトマン Seman [237] なる<sup>(316)</sup>鯨商人 (*harangarius*)、ギンズヤ Giebertus [268]・[276] なる<sup>(317)</sup>靴屋 (*corduanarius*)、ハンブナー Herbertus [290] なる<sup>(318)</sup>製菓職人 (*turtellarius*)、セリダ Selida [297] なる<sup>(319)</sup>石工、——以上、前出のピイタ (高級服地商)・サースティン (縫針作り) を除いて新しい二二人の人物、職種としては新たに一一の職種がそこに認められる。

右の「西門」外の郊外地区を去り、市壁の外側に沿って北上し、その西北の角を東へ廻ったところに在る「北門」<sup>(320)</sup> Porta de nord 外の郊外地区に転ずると、ロバート Robertus [305] なる馬具〔「鞍」師 (sellarius)〕、ヒュウ Hugo [308] なる飾り棚作り (scrimarius)〔おなじくヒュウ Hugo [313] なる「木製の腕その他のを制作する」<sup>(322)</sup> 輻轡師 (tormentor), チョン Iohannes [314] なる鍛冶屋〕、ロシヤ Rogerus [323] なる金細工師、<sup>(324)</sup> アンスゴッド Ansgod [331] なる製粉工、<sup>(325)</sup> ゴタルド Godard [332] なる大工 (carpentarius)〔シレド Sired [334] なるローブ仕立人、<sup>(327)</sup> さきに「西門」外に於ても一度認められたアンスケティル Anschetilus [339] なる馬具〔「拍車」師〕、同様一度「西門」外でも認められたセリダ Selida [340]、またアンスケティル Anschetilus [344]・[346] なる石工、<sup>(329)</sup> ロシヤ Rogerus [342] なるパン焼職人、<sup>(330)</sup> 以上、アンスケティル(馬具)〔「拍車」師〕・セリダ(石工)を除いて新しい一〇人の人物、職種としては新たに四つの職種がそこに認められる。

再度市壁内に立ち帰り、ハイーストリイトから北に平行して走る幾つかの通りのうち、まず「西門」<sup>(331)</sup> 附近に発して市壁の内側を北上する *Snideling* 通りでは、既出のピイタ Petrus [359] なる高級服地商、<sup>(332)</sup> ロバート Robertus [373]、ステイガンド Sugandus [387]、ボウルドウィン Baldewinus [392] なるローブ仕立人、<sup>(332)</sup> ハァディング Herding [379] なる鍛冶屋、<sup>(333)</sup> 曾てハイーストリイトの北側でも一度認められたロシヤ Rogerus [379]、<sup>(334)</sup> またリチャド Ricardus [382] なる塗装工、<sup>(334)</sup> 曾てハイーストリイトの南側でも一度認められたハァディング Hardingus [379] なるエール醸造人、<sup>(335)</sup> 以上、そこに新しい職種は別に之を見出し得ないが、ピイタ(高級服地商)・ロシヤ(塗装工)・ハァディング(エール醸造人)を除いて新たに五人の職業人が現われている。

次いで、右の *Snideling* 通りの一つ東側の通り—*Brydene* 通りへ移ると、<sup>(336)</sup> 此処では唯一人、曾て「西門」外でも一度

認められたチヨン Johannes[426]なる鍛冶屋が見出される。

右の *Brydene* 通りの一つ東側の通り—*Scaortene* 通りに於ても、唯一人リチャド Ricardus[443]なる馬具〔=拍車〕師が見出される。

*Scaortene* 通りの一つ東側の通り—*Aluarne* 通りでは、そこに一人として此処で謂う所の職業人は見出され得ない。  
*Aluarne* 通りの一つ東側の通り—*Flesmangere* 通りに至ると、そこには、ゴッド God[510]なる縮絨工 (*fullo*)<sup>(338)</sup> 例のピイタ Petrus[515]なる高級服地商<sup>(339)</sup>、またピイタ Petrus[516]なる馬具〔=鞍〕師が見出され、新しい二人の人物、職種としては新たに一つ、縮絨工が現われている。

*Flesmangere* 通りの一つ東側の通り—*Silduortene* 通りでは、アンスケテイル Anschetillus[545]・[551]なる締め金作り (*bucclar*)<sup>(341)</sup>、エドマンズ Edmundus [547]なる麵<sup>(342)</sup> 麩屋 (*bulengarius*)<sup>(342)</sup>、例のピイタ Petrus [557]なる高級服地商が見出され、ピイタ以外に新しい二人の人物、職種としては新たに締め金作りと麵麩屋と云う二つの職種がそこに現われている。

*Silduortene* 通りの一つ東側の通り—*Wunegre* 通りでは、アルウイン Alwinus[570]なるエール醸造人<sup>(344)</sup>、ロジヤ Rogerus[571]・[573]なるワイン商人<sup>(345)</sup>、ヘンリ Henricus[581]なる〔毛織物〕商人 (*mercator*)<sup>(346)</sup>、ロジヤ Rogerus[605]なる調理師と、以上、新しい四人の人物が現われるが、職種としては格別そこに新たなものを見出し得ない〔註<sup>(346)</sup>参照〕。

*Wunegre* 通りの一つ東側の通り—*Tannere* 通りでは、エルノルド Ernaldu[s] [610]、リチャド Ricardus[664]なる調理師、ペイン Paganus [610]・[637]なる縮絨工<sup>(346)</sup>、メイナード Mainard[622]、アンスフリード Amfridus[636]

なるローブ仕立人、<sup>(350)</sup>リチャード Ricardus [628] なる靴屋<sup>(351)</sup> (*corduanarius*)、それに曾て夫々一度ハイーストリイトの北側に於ても認められた所のロジヤ Rogerus [639]・[663] ならびにドゥアルー Drogo [653]、その他「アイルワール Ailward [658] なる染色工」<sup>(352)</sup>、是れまた既に一度「西門」外に於ても認められたピコット Picot [644] なる岩塩溶液の煮沸夫<sup>(353)</sup> (*salmarius*)、またラルフ Radulfus [657] なる車力<sup>(354)</sup> (*carolanus*)、——以上、ロジヤ・ドゥアルー (染色工)・ピコット (岩塩溶液煮沸夫) を除いてそこに新しい八人の人物、夫れに職種としては新たに車力<sup>(354)</sup> が現われている。

最後に、ハイーストリイトから北東に切れ込み、やがて市の東壁に突当って市壁沿いに南に折れ、「東門」前で再びハイーストリイトに合流する<sup>(355)</sup> *Bucche* 通りでは、トアルヘルター Turbertus [669]、ラルフ Radulfus [677] なる屠畜業者<sup>(356)</sup>、アイルワルド Ailwardus [681] なる染色工<sup>(357)</sup>、ギルムハヤー Gilbertus [682] なる割符截断者<sup>(358)</sup>、アイヌルフ Ailnulfus [683] なる羊皮紙製作工<sup>(359)</sup> (*parcheminus*)、ボンフヘイス Bonetaciust [685] なる皮鞣職人<sup>(360)</sup> (*tannator*)、——以上、新しい六人の人物、職種としては新しい二つの職種がそこに認められる。

次いで、ハイーストリイトを横切り「東門」前を今度は市壁に沿って南に入る通り<sup>(361)</sup> — *Colaprotche* 通りを行けば、職業人としては唯一人、そこにアイルワルド Ailwardus [711] なる箒作りが見出されるのみである。

いったん、右の通りを引返して、右に折れ、「東門」の外に出ると、此処「東門」外の郊外地<sup>(362)</sup> 区では、エドウィーン Edwinius [732]、また曾て「西門」外でも一度認められたレイマント Rainmundus [734]・[777]、その他ロジヤ Rogerus [735] なるハイーストリイトの北側でも一度認められたレイマント Rainmundus [734]・[777]、その他ロジヤ Rogerus [735] なるローブ仕立人<sup>(364)</sup>、アスケティル Aschetillus [738] なる馬具 (= 鞍) 師<sup>(363)</sup>、曾て *Scourtene* 通りでも一度認められたリチャード Ricardus [745] なる馬具 (= 拍車) 師<sup>(366)</sup>、ウィリアム Wilhelmus [766]、エドワール Edwardus [770] なる茜染職人<sup>(365)</sup>



(367) *waranchier*), 曾て *Colobroche* 通りでも一度認められたアイルワルド *Ailwardus*[776] なる箒作り<sup>(368)</sup>、——以上、ウイリアム(鍛冶屋)・レイマンド(ロープ仕立人)・リチャド(馬具)・拍車師・アイルワルド(帯作り)を除いて新しい五人の人物、職種としては新たに茜染職人が現われている。

再び「東門」を潜って市壁内に入り、ハイーストリイトを西進して、このたびは此の通りより南に入る幾つかの通りのうち、まず旧王宮跡の西の境界を劃する *Menster* 通りに就いて見ると、コックフレイ *Godetridus*[789] なる大工<sup>(370)</sup>、アスコル *Atscor*[792] なる金細工師<sup>(371)</sup>、トゥルケル *Turchetilus*[793] なる桶屋<sup>(372)</sup> (*butar*)、曾て *Winegre* 通りに於ても一度認められたロジヤ *Rogerus*[803] なる調理師<sup>(373)</sup>、ステイガント *Sugandus*[806]・[807] なる石工<sup>(374)</sup> の新しい四人の人物、職種としては新たに桶屋が加わっている。

次のハイーストリイトを南へ入る通り——さきの *Menster* 通りの一つ西側の通り *Calpe* 通りでは、曾て *Tannere* 通りに於ても一度認められたラルフ *Radulfus*[822] なる車力<sup>(375)</sup>、ジョン *Johannes*[826]・[847] なる金細工師、オスベルト *Osbertus*[828] なる蠟燭売り<sup>(376)</sup> (*cerarius*)、リチャド *Ricardus*[831] なる甲冑等研磨師<sup>(378)</sup> (*furbar*)、フルク *Fulcho* [840] なる馬具<sup>(379)</sup> 師、と、新しい四人の人物、職種としては新たに蠟燭売り並びに甲冑等研磨師が現われている。

*Calpe* 通りの一つ西側の・ハイーストリイトより「南門」 *Porta de sud* に通ずる通り——*Golde* 通りでは、さきにカルペ通りでも一度出たジョン *Johannes*[852] のほかに、ウォーリン *Warinus*[866]・[878] なる金細工師、今まばハイーストリイト北側以来何度も出たピイタ *Petrus*[863] なる高級服地商<sup>(381)</sup>、ロジヤ *Rogerus*[874] なる製粉工、さきにカルペ通りでも一度出たオスベルト *Osbertus*[888] なる蠟燭売り<sup>(383)</sup>、と云うように、新しい二人の人物が現われて

いるが、そこに別段新しい職種は認められない。

而して一旦、「南門」を潜って市壁の外に出ると、此の「南門」外の郊外地区に於ては、ヘンリ Henricus[901]なる鍛冶屋<sup>(384)</sup>、例のピイタ Petrus[904]なる高級服地商<sup>(385)</sup>、アイルワル<sup>(386)</sup> Alwardus[919]、又曾し Tannere 通りでも一度出た事のあるリチャ<sup>(387)</sup> Ricardus[926]・[1010]・[1024]なる靴屋(cornesarius)・ウルフリック<sup>(388)</sup> Wluricus[922]、ウォルタ Walterus[992]なるロープ仕立人、シイメン Semannus[924]なる麵麩屋<sup>(389)</sup> (tolengarius)・アルリック<sup>(389)</sup> Aluricus[929]、又曾し Menster 通りでも一度出た事のあるロジヤ Rogerus [931]なる調理師<sup>(390)</sup>、ウォルタ Walterus [945]、コマウ Hugo[994]なる服地商<sup>(390)</sup> (drapier), アイルウィン Alwinus [949]なる石鹼商<sup>(391)</sup> (saponarius), コマウ Hugo[975]・[980]、又曾しハイーストリイトの北側に於ても一度認められたポウルドウィン Baldewinus [998]・[999]・[1020]なるパン焼職人、テオデリック Theodericus[990]なる製粉工<sup>(392)</sup>、ポウルドウィン Baldewinus[1013]なる石工<sup>(394)</sup>、アルドヘルム Aldelmus[1017]なる織布工<sup>(395)</sup> (telarius), ウルフリック Wluricus[1019]なる車力<sup>(396)</sup>、ロム<sup>(397)</sup> Robertus[1025]なる靴直<sup>(397)</sup> (stior), アイルワル<sup>(397)</sup> Alwardus[1037]なるワイン商人<sup>(398)</sup>、ウィリアム Willelmus [1047]なる皮鞣職人<sup>(399)</sup>、チョン Johannes [1063]なる靴屋<sup>(400)</sup> (corduanarius)・——以上、ピイタ(高級服地商)・リチャ<sup>(400)</sup> (靴屋)・ポウルドウィン(パン焼職人)を除いて新しい一八人の人物、職種としては、服地商・石鹼商・織布工・靴直しの新しい四つの職種が現われている。

而して、再び市壁内に立ち戻って、さきの Golde 通りの一つ西側の——凡そハイーストリイトより南に入る通りのうちでは最も西側の通りの Gere 通りに入ると、ヘレンガル Berengarius[1070]なる馬具<sup>(401)</sup> (=鞍)師、アリグザンダ Alexander[1079]なる者の父親に当る無名の驢馬車曳<sup>(402)</sup> (asinarius)と云うように新しい二人の人物、新しい一つの

職種を、われわれは発見する。なお、此の通りに就いては、そのに『Fil' Iwein' regi vi d.』という記載條項が存して、此の場合、王に六ペンスのランドゲイブルを納めて居る者が、果してアイウエンの息子「達」なのか、将又娘「達」なのか判然としないのではあるが、孰れにせよ彼等の父親であるアイウエンがローブ仕立人であったことは、われわれの曾て考察した「第一部」に於ける此の通りの記載條項〔282〕<sup>(403)</sup>に照していま紛れもない所である。

(271) 本誌第三十六卷第三号、二〇三—五頁参照。

(272) 「そのンロン」〔G土地〕にひきつ〔de B.〕なる表現については、前掲誌、二〇八頁註(28)参照。

(273) 此処に「宿、塩並びに水を提供する義務」とあるは、貨幣地代以前の封建地代範疇の一形態——抑々曾てアングロウーサケンの自由民が彼等の部族王の国内巡狩に当り王の一行を宿泊せしめ之に饗応せる所の、原初的な租税納付の形式を踏襲せる、「封建地代の最初の形態」としての現物地代を表わしてゐる。詳細は、前掲拙著『イングラント初期経済史の諸問題』の序説並びに第三篇を参照せられた。

(274) [23] Hugo filius Chepping' eidem abbati (—abbati de Hida) iiii s. et habet i marcam de Cornilla et Cornilla habet inde xl d. [172] Drogo tenet i terram quietam de Hugone filio Cheppingi et habet li s. et iiii d. [403] Hugo filius Cheppingi regi pro coquina sua iiii d. et habet inde managium suum quietum et ipse Hugo habet inde v s. 第一記載條項 [23] に読むれば、『marca』にひきつ——当時「マルカ」は「ミニリ」に同義であった。 Cf. *Revised Medieval Latin Word-List from British and Irish Sources*, prepared by R. E. Latham, under the direction of a committee appointed by The British Academy (London, 1965), p. 290 : s. v. *marca*.

(275) [38] ... et Rogerus de Hala reddit eidem xv s. priori [Wint'] v s. et idem Rogerus habet xxxiii s. et de eadem terra habet ipse Herbertus de Drogone vi s.. [73] Girinus pincerna regi vi d. et habet de Rogero de Hala de istis et de forgiis xxv s. et idem Rogerus habet de hac terra nominata xxi s.... reddit Rogerus Roberto Norreis iiii s.... [90] Rogerus de Hala tenet [...] forgiis in feudo regis de Girino et habet xxi s. [91] Oinus tenuit i terram de iiii

s. de B. Modo tenet Rogerus de Haia et vasta. [104] Rogerus de Haia regi vi d. et habet vi s. 今本卷一ノ第三三三條  
 條頁 [87]・[88] 中ノ語は *forgría* (鐵甲鎧) といふは、本誌卷三十三卷第四十條「一九六一ノ風參照」。

[89] [101] Gaufridus regi vi d.

[90] [89] Stephanus Mucheto regi vi d. quamdiu iusticia episcopi voluerit. [643] Stephanus abbatu [—abbati de Hida] xx d. [644] Item Stephanus tenet i terram de Picoto salnario que est de feudo regis. [365] Stephanus regi viii d. et habet iiii s.

[91] [848] Heredes Saleiti regi xiii d. et Ebrardo iiii d.

[92] Cf. Martin Biddle, ed., *Winchester Studies*, I, pp. 416f., Table 44; p. 411, Table 39.

[93] [15] Ade corduanus eidem abbati [—abbati de Hida] xi s. [16] Cuppingus corduanus solebat reddere eidem abbati xiiii s. ....

[94] [19] Adelardus acularius eidem abbati iiii s. .... [20] Ricardus acularius eidem abbati iiii s. [22] Item Adelardus acularius eidem abbati xxx d. et habet viii s. [24] Turstinus acularius eidem abbati vii s.

[95] [27] Rogerus pictor tenet i estal wastum....

[96] [35] Petrus mercarius regi vi d. et episcopo ix s. de B. et Willemo Martel xl s. et habet xii s.

[97] [40] ...et Reimundus parmentarius eidem [—abbatisse Wintf] vii s. et habet xiii s. .... 今本《*parmentarius*》は「ローン仕立人」と訳すといふ根拠は、本誌第三十五卷第一号一九八頁、註(81)參照。

[98] [52] Rogerus tinctor tenet i terram de Balchus et reddit bedellis regis iiii d. et habet xviii d. [77] Rogerus tinctor Hersie filio Warner' ii d. et habet ii s. et idem Rogerus Hereberto ii d. et idem Rogerus abbatu vi d. et filia eius abbatu vii s. [83] Drogo tinctor regi vi d. et Hugoni i marcram et habet xvii s. 最後の記載條頁 [83] 中の《*marca*》といふのは、前註(74)參照。従って、[83]の場合、染色トヒュールは、一方王にオヘンヌスのランマゲイブルを納めると共に、彼がその保有地を再保有してゐるヒュウ Hugo なる人物にマルクスなわち「三ツリンズオヘンヌスの地代を支払つたといふ事」。

[99] [55] Robertus de Ingi' tenet i terram de feudo regis et habet xliii s. Et Willemus de Piro habet eadem terra

xi s. et Bernardus carniſex habet x s. et viii d.... [59] ..Et in eodem tenore [—ibi] Ricardus carniſex regi i d. de thelonio preter quadragesimam. なほ、屠畜業者に關連して、本誌第三十五卷第四号三〇二頁の、屠殺場 (*eschamel*) に就ての記述參照。いま、屠畜業者リチャムは、第二記載條項 [55] の記述の示すところ、四旬節 (*quadragesima*) の期間を除くつ王トーマスの市場使用料 (*thelonium*) を納めて居る事が注目せらる。

[87] [61] Prior [Wint'] regi vi d. et habet xviii s. et uxor Roberti uncharii iii s. et Robertus de eadem iiii so. .... Et Ingulfus Besmere habet de eadem vi s.... Et Radulfus cocus habet xx s. et vi d. なほ、本記載條項 [15] の第一節の解説に關し、後註 [80] 參照。

[88] [68] Baldewinus pistor episcopo xv s. de B. et habet xii s. Et idem de alia terra regi vi d. et episcopo ii libras piperis et habet xxviii s. 此の記載條項中の「*de B.*」なるフレーズに關しては、前註 [72] 參照。因みに、右の記述に就いて特に注目せられるのは、パン焼職人のボウル・ヴァインは「*de alia terra*」彼が王に對し六ペンスのランド・ゲイブルを納めるとともにヴァンチスタの司教に「貳封度の胡椒を (*ii libras piperis*)」納めて居るといふ点で、此の場合のニポント (重量) の胡椒もまた、「封建地代の最も早期の形態」(ロスミンスキエ) としての現物地代以外の何物でもな。前註 [72] 參照。

[89] [86] Hudo molendinarius episcopo [...]

[90] [87] Bernardus faber tenet i terram quietam de episcopo et est in calle regis. 此の場合、鍛冶屋のマスタードがヴァンチスタ司教より地代を免除されて再保有する所の土地が、いま「王の道路上に在る (*est in calle regis*)」と云うのは、夫れが抑々王の所有に属する。元來公道たる中世都市内部の街路を蚕食して居る事実を示している。本誌第三十五卷第二号一九一頁所引の、Survey I, [19] の記述參照。

[91] [69] Sewi tenet seldam ubi linei panni venduntur...

[92] [96] Girinus regi vi d. pro Roberto macone et habet x s. 此の場合、ギリン Girinus は、彼のテナントたる石工のロムファに代り本来ロムファの納むべき所の六ペンスのランド・ゲイブルを王に納め、ロムファより一〇シリングの地代を徴して居る、と云う意味である。

[93] [102] Alirwinus faber regi vi d.

- (94) [109] Herdi[n]g' brachiator regi vi d.
- (95) [114] Turoldus carnifex episcopo v sol. de B.
- (96) [115] Radulfus aurifaber episcopo v s. de B. なお、金細工師と造幣人との親近なる關係に就いて、本誌第三十五卷第四号、二九九頁を参照せられた。
- (97) [120] Willelmus pictor episcopo ii s. de B. et habet x s. [133] Henricus pictor episcopo xviii d. de B.
- (98) [134] Robertus taleator episcopo xviii d. de B. 初め『*Taleator*』なる名辭を以て「*ヤカヤカ Treasury [Lower Exchequer]*」なるひび【Upper】Exchequerに於て使用せられた所の「*the wooden tallies*」に因る由來と「*解*」たる者との孤高の古典的歴史学者トマンズと云ふ。 Cf. J. H. Round, 'The Survey of Winchester temp. Henry I, *The Victoria History of the Counties of England, Hampshire and the Isle of Wight*, Vol. I (Westminster, 1900; Reprinted, Folstone, 1973), p. 536. すなわち、此の時代「イングランド各州に於ける王の稅收入 (*firma comitatus*)」並びに支出は、毎年イイスタとミクルマス（九月二十九日）とに此処ウインチスタなる Upper Exchequer に集まる州奉行たちと王との間に於て決算せられたのであるが、その際夫れらの金額はまずイイスタ時に一枚の約八インチの長さの細長い木の板「*tally*」に横に切り込みをつけて記録せられ、そのあと当該タリは縦に折半せられて次のミクルマス時の決算に際し符合せしめらるべく、半片は請取證としてシエリフに交附せられ、半片はエクスタチェカに保存せられたのであった。詳しくは、Reginald L. Poole, *The Exchequer in the Twelfth Century, The Ford Lectures delivered in the University of Oxford in Michaelmas Term, 1911* (Oxford, 1912; New impression, London, 1973), pp. 86-93; *English Historical Documents*, Vol. I, ed. by Dorothy Whitelock (London, 1955), pp. 569 f. Cf. *ibid.* (2nd edn., 1981), pp. 609 f.
- (99) [136] Petrus mercarius episcopo ii s. de B. et habet xliiii s.
- (100) [141] Uxor Edrici vinearii episcopo ii s. 尤も、此のウインチスタの司教にニシリングの地代を納めているワイン商人エドリックの妻(*uxor*)なる者は、此のノーストリートの南側にも別にいま一つ土地を保有し、其処では司教に「ニシリングの地代を納付して居る」とありつ([145] Uxor Edrici episcopo xlii s.)、或いはワイン商人エドリック本人は此の「第二部」の調査時点（一一四八）に於ては既に死亡して居て、彼女は最早未亡人であった、と云ふことも十分考えられる。
- (101) [177] Robertus faber tenet i terram de feudo regis unde reddit regi liiii d. [179] Conannus filius Guncel' regi

- ii d. et hisdem monachis [—monachis de Lira] iii s., et Willelmus faber reddit inde Conano viii s. [220] Herenic' clericus regi ii d. et [episcopo] ii s. de terra baronum et habet inde iii s. de Roberto fabro et Robertus habet inde xiii d. [253] Uxor Willelmi fabri regi iii d. [287] Aelricus faber regi ii d. et episcopo vi s. de terra baronum. 第二記載條頁[註]中の《monachis de Lira》は、大陸ノマンブローのリーヌ Lire なる。一〇四六年創建のクネハートマン本派修道院に於ける修道僧団を指す。 Cf. Biddle, ed., *op. cit.*, p. 84; [178], note 1; Charles Homer Haskins, *Norman Institutions* (Cambridge, Mass., 1918; Republished, New York, 1960), p. 10, note 25. など。第四記載條頁[註]の解釋に關して、前註(98)參照。
- (98) [180] Filii Hugonis filii Guntsel' regi ii d. et episcopo x d., et Ricardus le Meddere manet ibi et reddit eis xii s.,...
- (99) [182] Ricardus fundor episcopo xiii d. et habet xviii s. et viii d. [229] Ricardus fundor regi iii d. et abbatise Wilton' v s. et habet inde vii s. [231] Ricardus fundor abbati de Hida iii s. et ix d. et habet inde xvi s. [255] Ricardus fundor regi iii d. 《fundor》に關しては、時代は今より後のマンブロー世の十一、十二年代に成つた前記《*Dialogus de Saccario*》, ed. by Charles Johnson, pp. 36 ff. に詳しい。夫れに拠れば、「騎士身分の銀細工師」(*milites argentarius*) といふに前記上級財務府に所属する此の者は、前者の指示に従つて各州奉行に依りノームとして納められつゝ、銀貨の「試金」(*essai*; *assay*)の事に當つたのであつた。なお、前掲拙著『マンブランド封建制の形成』三四二頁、同『マンブランド初期經濟史の諸問題』三八五頁、參照。
- (100) [184] Picot sannarius episcopo iii d. et habet viii s. et viii d. など。一般に此の時代西歐の製塩行程に關して A. R. Bridbery, *England and the Salt Trade in the Later Middle Ages* (Oxford, 1955), pp. 3-6 の「記述」及び Georg Agricola, *De re metallica, libri xii* (1556) 中の採鹽の木版画、參照。
- (101) [187] Alanus scutarius deberet reddere episcopo iii s.
- (102) [188] Willelmus Bruwere tenet i terram que fuit Pagani et reddit filio Pagani iii s. et ix d. [199] Willelmus Bruwere prior' [...] et habet inde xii s. 藝文は「エール醸造人」は《*brachiator*》の形で現われつつたが(二四〇頁參照)此處の《*bruwere*》もその実体に於ては《*brachiator*》と異ならず、同じく「エール醸造人」を意味してゐると考えられる。

- (205) [190] Turoldus pr' episcopo iiii d. et habet de Herevic' parmentario iiii s. et ipse Herevic' habet inde xxxii d. [250] Gunter' parmentarius tenet i manegium unde nil reddit. [299] Oinus parmentarius abbati ix d. et habet iiii s. 由之觀望、つねに三人のローブ仕立人中、第一記載條項[83]のクレベマンの場合に、彼が抑々ウィンチスタ司教のチナントたる「司教 *presbiter* (s.) のチマルルム」(Turoldus pr')より再保有せる所の土地を——少くともその一部に——更に何者か第三者に再々保有せしめつゝた事実が知られ、洵に興味深し。
- (208) [191] Godefridus cornem' episcopo v d. et manet ibi. 本記載條項[191]は、凡そ「第二部」の記述全体を通じて、或る都市民的自由土地保有権者が彼の保有の條なる土地に現に居住(*maneo*)してゐることを、明示的に記してゐる稀有の事例に属する。
- (209) [194] Morell' paginar' episcopo xiiii d. et habet inde ex una parte xviii d. et ex alia ix d. Et item de alia xiiii d. et de Warin' Rusingre viii d. et obolum.
- (210) [200] Petrus merciarus regi ii d. et habet vi s. [210] Petrus merciarus regi ii d. et habet inde vi s. [238] Petrus merciarus priori [Winton'] iiii d. et habet vi s. [265] Petrus merciarus regi de ii terris viii d. et habet inde xix s.
- (211) [203] Turstinus acularius canonicis de Sancto Dionisio xxxii d. et habet inde vi s. et vi d. 本記載條項[83]中の *»canonici de Sancto Dionisio*《*st'* カントンマンの1117年頃の創設せられたマンズネーヌス派修道院を指す。 Cf. Biddle, ed., *op. cit.*, p. 80 : [111], note 1.
- (212) [214] Alwinus lignator episcopo iiii s. de terra baronum.
- (213) [217] Selida batar' episcopo v s. de terra baronum et habet vi s. et ix d.
- (214) [218] Willelmus lorimer episcopo vi s. de terra baronum. [283] Anschetillus lorimer regi ii d. et Roberto de Sancto Pancratio ii s.
- (215) [235] Turb' cocus abbati vi d. et habet xii d.
- (216) [237] Seman harangarius priori xii d.
- (217) [268] Gilebertus cordwanarius episcopo Sal' ii s. [276] Gilebertus cordwanarius regi ii d. et leprosi habent



inde v. s. すなわち、靴屋のギルバートは、第一記載條項[268]の土地は之を、元來夫れを王より保有することを許されたソールズベリーの司教に地代ニシリングを支払いつつ同司教より再保有して居るのであるが、第二記載條項[276]の土地については直接王より保有してニメンズのランドグイブルを納めつつ、之を當時ウィンチスタ市東方約一哩半の丘原上に所在せる一つの慈善施設 Hospital of St. Mary Magdalen に收容せられていた癩病患者たち(leprous)の団に、地代を徴することなしに再保有せしめ、彼等患者たちの団体が当該土地より五シリングの地代収入を上げつつあったのである。Cf. Biddle, ed., *op. cit.*, p. 90: [276], note 2. なお、「靴屋」は、*バッキ*には少しく綴りが違つて *corduanus* の形で現われていたが(二四〇頁参照)、『*corduanarius*』、『*corduanus*』の本体に於ては異ならず、同じ「靴屋」を意味してゐる、と解される。

[318] [290] Filius Hereberti turtellarii episcopo ix d. 此の場合も、ウィンチスタの司教に九メンズの地代を納めている息子の父親の製菓職人自身は、既に一一四八年の時点では最早死亡している蓋然性が有る。前註(300)参照。

[319] [297] Selid' maco uxori Giffardi ii s. et habet iii s.

[320] [305] Robertus sellarius episcopo vi d.

[321] [308] Hugo scriinarius episcopo vi d.

[322] [313] Hugo tornitor episcopo vi d. 「鞆鞆師」は、曾て「第一號」に於てエドワード懺悔王時代の「西門」外地区の住人エルフヘーエとしてひとたび現われたが、その際はその綴りは *tornitor* ではなく *tornator* であつた。本誌第三十五巻第二号、一八七号参照。本邦でいわゆる「挽物師」のことである。

[323] [314] Iohannes faber episcopo viii d. et Hugof[ri] de Porta viii d.

[324] [323] Uxor Rogeri aurifabri tenet de Pagano filio Picard' v solidatas terre et de Osmod v solidatas et vi d. et uxor Rogeri habet xi s. et viii d. et Paganus reddit inde abbat' xv d. 此の場合も、二人の人間から合計一〇シリング六メンズの地代を支払つて土地を保有し、自らは一一シリング六メンズの地代収入を上げつつある所の婦人の、夫たる、金細工師のロジャ本人は、既に死亡している蓋然性が有る。前註(300)参照。

[325] [331] Ansgod molendinarius abbat' xviii d. et habet inde vii d.

[326] [332] Godard' carpentarius et Wimund' reddunt abbat' pro terra Petri Lancel' xviii d. et ipsi habent viii d.

此の場合も、大工のゴダルドは、ウィムンド Wimund' なる者と、一つ土地をハイド修道院長より共同に保有して、是れを共

- 同「第三者を」に再保有せしめて居るのである。
- (32) [334] Sired parmentarius abbatii xviii d.
- (33) [339] Anschetillus lorimer abbatii xvi d. et habet iii s.
- (34) [340] Selid' maco abbatii iii s. [344] Anschetillus maco tenet terram suam quietam de monacis et habet inde iii s. [346] Uxor Anschetilli maconis abbatii ii s. 第二記載條項[344]における「修道僧たき」(monaci)は、言へば迄もなくハイテ修道院の「修道僧団」を指している。その場合、石工のアンスケティルは、修道僧団に依って地代を免除せられながら、而もその保有する所の土地を第三者に再保有せしめて四シリングの地代収入を上げているのである。なお、われわれは、第三記載條項[346]に依って、当時、妻が夫とは独立に土地を保有する場合のあったことを知り得るのである。
- (35) [342] Rogerus pistor abbatii ix d.
- (36) [359] Johannes nepos Petri merciararii reddit eisdem monachis iii s. et habet inde xviii s. ....
- (37) [373] Robertus parmentarius regi iii d. [387] Stigandus parmentarius episcopo xxvi d. et habet xxxii d. de feudo de Odlham. [392] Baldewinus parmentarius episcopo xviii d. et habet iii s. hucusque de feudo de Odlham.
- (38) [379] Filius Herding fabri tenet i terram de rege de iiii d. quietam pro servicio suo et habet xviii d. .... 此の鍛冶屋のハーディングは、われわれが曾々見た「第一部」[128]に出でくる鍛冶屋のハーディングと恐らくは同一人物であろうと思われるが(本誌第三十五卷第二号、一九三頁参照)、是れまた此の「第二部」の調査時点に於ては既に死亡して、いまその息子が亡父の生前有せる所の、王よりする土地保有権を承継して来た、と云うことも十分考えられる。
- (39) [379] ... et de eadem habet Rogerus pictor iiii s. et vi d. .... [382] Ricardus pictor episcopo xii d. de terra baronum et habet ii s.
- (40) [379] ... et de eadem habet Hardingus brachiator ii s.
- (41) [426] Johannes faber Willhelmo de Ipingis iiii s. et habet xii d. de terra baronum.
- (42) [443] Robertus Matre episcopo iii s. de terra baronum et habet de Ricardo lorimer ii marcas et de Urselino indeo xxx s. et Ricardus lorimer habet inde vi s. なお、此処で馬具(=拍車)師のリチャードととも、もとウィンチヌマ司教の「醜い」ロビン、Robertus Matre の保有せる所の土地を再保有する者として、ユダヤ人のウルセリン Urselinus

*indus* なる者——恐らく金貨の (*generator*)——が現われたるものとす。後世の *Scountene* 通の (本来「靴屋通り」の意) か *Jewry Street* とするものと認む合はず。興味深し。リチャムの納める地代ニマルカ (*in marcas*) については、前註 (38) 参照。

(338) [510] ...et God' fullo et Toli xliiii s. qui manent in eis.

(339) [515] Petrus mercarius eidem abbatisse [—abbatisse de Warewolla] iiii d. et habet vii s.

(340) [516] Petrus sellarius canonicis de Merton' xii d. 因すこ「ブーラムのキャンン団長 (*canonicis de Merton*)」云

謂ゆるは、コンリー世治世の1117年に創建せられた、ウィンチンスタ司教管区内のサリー州ブーラム Merton に在る、マヤンズ・ニューマス派の修道院を指す。Cf. Biddle, ed., *op. cit.*, p. 75 : [50], note 1 ; Dom David Knowles, *The Monastic Order in England, 940~1216* (Cambridge, 1940 ; 2nd edn., 1963), p. 175.

(341) [545] Anschetilus Buc' episcopo iiii s., regi x d. de B. [551] Item Anschetilus Buclar' priori Wint' viii d.

(342) [547] Edmundus bulengarius episcopo xii d. 此処に於て『*bulengarius*』なる文字が使はれて居るが、『*pistor*』と同

様「パン焼職人」を意味するものと見られる。

(343) [557] Petrus mercarius priori Winton' x d. et abbatisse Wint' xiii d. et habet ix s.

(344) [570] Alwinus braciator regi v d. et episcopo v d. Et idem Alwinus episcopo iiii s. de B.

(345) [571] Rogerus vinetarius regi viii d. et Dulzan' tenet illam. [573] Godefridus filius Willelmi tenet de feudo regis et habet de quadam parte illius terrae ii capones de Rogerio vinetario ; et Rogerus habet x d. de Luvingo et preterea Godefridus habet v s. 第三記載條項 [573] に依つて、元來11の王の封地 (*feudum regis*) の保有者たるロムン

リー Godefridus なる者は、その保有に係る土地の一部をワイン商人ロシヤをして再保有せしめ、彼より貨幣地代ならざる現物地代として、去勢せられた食肉用に肥育せられた二匹の雄鶏 (*ii capones*) を納めさせられたことが知られる。

(346) [581] Henricus mercator Rogero de Port xii d. 此処には『*mercator*』は、単に商人を意味せず、毛織物商人を表わして居り、その意味ははかの『*mercarius*』とすの表体に於て多少の異なるものかと考えられる。

(347) [605] Uxor Rogeri coci episcopo xvi d. et de alia priori xviii d. 此の場合には、調理師ロシヤの妻は未亡人には非ずして彼女の夫はなお健在であることは、後註 (373) ・ (389) によつて明瞭か。とすれば、彼女は夫とは独立に土地を保有したのであ



- マンチスタ司教にその保有権の属する所の道路の・使用権取得のため(Pro via)七マンスを納めたるものゝと解せられる。
- (365) [734] Raimundus parmentarius episcopo xxxii d. de v terris et habet xvi s. et vi d. [735] Rogerus parmentarius episcopo iii s. [777] Raimundus parmentarius episcopo v s. et habet v s.
- (366) [738] Aschetillus sellarius episcopo xii d. et Roberto de Hungerfort iii s. de eadem.
- (367) [745] Ricardus lorimer priori x d.
- (368) [766] Willelmus Waranc' episcopo vi d. et pro via ii d. [770] Edwardus Waranc' episcopo xx d. et habet x d. 第一記載條項〔82〕中の『pro via』の解釈に關して『前註(82)』參照。
- (369) [776] Ailwardus besmera episcopo v d. de ii terris et habet ii d.
- (370) Cf. Biddle, ed., *op. cit.*, Fig. 4 facing p. 254; Fig. 32 at end.
- (371) [789] Iva priori ii s. et habet xxviii s. et vi d. et Godefridus carpentarius habet de eadem terra ii s.
- (372) [792] Aiscor aurifaber priori viii s. et habet iii s.
- (373) [793] Turchetillus butar' priori x d. et habet dimidiam marcam. 此の場合、桶屋のトタルケルが、キムントースウ・スマン修道院長より保有せる所の土地を第三番より保有せしめて取得する額一半マルク(dimidius marca)は、前述の如く當時一マルクは三三リンン四マンスに相当したから〔註(82)參照〕六リンンズ八マンスである。
- (374) [803] Rogerus cocus priori v d.
- (375) [806] Heredes Radulfi camerarii regi vi d. et Stigando macconi iii s. et est de feudo regis; et totum managium Stigandi est de feudo regis. [807] Stigandus maco habet de Henrico presbitero v d. quos rex debuit habere quia est de feudo regis.
- (376) [822] Radulfus caretarius priori xxix d. et habet xv s. et iiiii d.
- (377) [826] Iohannes aurifaber regi xiiii d. [847] Iohannes aurifaber regi xv d. de i terra et dimidia et habet xii s.
- (378) [828] Herebertus camerarius priori xxii d. et habet v s. Goduinus habet de eadem viii s., et Osbertus cerarius reddit eidem Hereberto xii d., et Osbertus habet de eadem iiiii s. 下記のキムントースウ・スマン修道院長の「probable」な造幣人となる人物である。 Cf. Biddle, ed., *op. cit.*, p. 127; [828], note 2.



- (387) [949] Alwinus saponarius episcopo xviii d.  
 (388) [975] Hugo pistor priori x d. et habet ii d. [980] Hugo pistor episcopo xii d. [998] Baldwinus pistor habet i terram quietam de episcopo et habet inde xliii s. [999] Et item Baldwinus episcopo xii d. de alla. [1020] Baldwinus pistor episcopo ii s. et habet xii d. 増の條に「くへ換鐘へ」に『pistor』とある。前註(388)参照。  
 (389) [990] Theodericus molendinarius episcopo vi d. et obolum et habet xl d.  
 (390) [1013] Baldwinus maco episcopo xii d.  
 (391) [1017] Aldelmus telarius episcopo xii d.  
 (392) [1019] Wluricus caretrius episcopo xii d.  
 (393) [1025] Robertus sutor episcopo xii d. 此の記載條項の直ぐ前に置かれた記載條項[1024]のリチャズ Ricardus は前掲の「ジョン」『*corneisarius*』とあるに對して居るから「前註(388)参照」。此処の『*sutor*』は瞭らかに『*corneisarius*』とは區別して用いられて居ることは疑いなく。從つて「両者を共にこの『*shoemaker*』と訳す」ハロー教授には如何にしても賛成し難い。
- (394) [1037] Alwardus vinetarius episcopo xxxii d. et habet vi s.  
 (395) [1047] Willelmus tanator priori xx d. et habet xxx d.  
 (400) [1063] Iohannes cordwanarius episcopo vi d. et obolum et habet xii d.... 前註(317)・(386)参照。  
 (401) [1070] Berengarius sellarius regi xviii d.  
 (402) [1079] Alexander filius asinarii regi xv d.  
 (403) 本誌第三十五卷第一号 一九四頁参照。

## 一四

以上、われわれは、「ウィンタンドゥウムズデイ」第二部における記述を巨細に亘り検討したる結果、今や、一四八八年現在ウィンチスタ市に於ては造幣人を除いてすべて一二三人の職業人が四八の職種に跨つて分布して居た事実を、知つたのである。

斯かる一二三、四八と云うが如き数値は、たとえ「第二部」の調査の対象が「第一部」の夫れよりも広範囲に亘つて居り両者はいま単純には比較す可からざる關係に在るにもせよ、われわれの曾て検討したところの「ウィンタンドゥウムズデイ」第一部に於ける、——エドワード懺悔王時代（一〇四二—一〇六六）において一六職種、一七人の手工業者・商人の存在、「第一部」成立のほぼ一一一〇年の時点において九職種、一九人の手工業者・商人の存在、と云う事実を想起するとき、<sup>(405)</sup>夫れ自体、まさしく、評価せらるべき可成りの数値を表わしている、と言わなければならないであろう。

では、第十二世紀中葉この市はいったい幾何の人口を擁して居り、そのうちにおいて右の数字は抑々如何なる意義を担つたのであろうか。

われわれがいま第十二世紀といった過去の一時代の・或る特定の地域に関して・其の人口を推定せんと試みる場合、夫れが一國であろうと將又一都市、一村落であろうと、われわれは、何はともあれ先ず、其処における世帯数を問わなければならぬ。曩に、われわれは、一一四八年当時、此の市に於て一つ以上屋敷地(*terra*)を保有<sup>(406)</sup>する者として其の名が「第二部」に記載せられて居る所の私人数を八百ないし九百と算定したのであったが、夫れでは当時



この市の世帯数は右の八百ないし九百であった、と考うべきであろうか、——答は明瞭に否である。

その場合、まず注意せらるべきは、此の「第二部」なる記録の有つ性格である。夫れは、是れまた既にわれわれの之を明らかにしたる如く、<sup>(407)</sup>元來飽くまで個々の屋敷地に関する保有「所有關係——夫れの産みもたらす「地代」の調査記録であつて、決して「世帯」の調査記録ではないのである。その結果、殆どの場合、夫れに於ては、特定の屋敷地について、その保有「所有の主体の当該屋敷地における現実の居住關係は捨象せられているのである〔前註(303)参照〕。

然しながら、「第二部」の各記載條項が、いま一般的には、建物が建っている状態に在る所の保有地——a built-up tenement」を表わし、斯かる保有地は夫れは夫れでまた少くとも一戸の家屋、ひいては一つの世帯を表わしている、と云うことも異論の余地の無い所である、——たとえ夫れらの記載條項が夫々常に一つの屋敷地のみに係わるものとは言ふことが出来ず、二つ以上の屋敷地をそのうちに含む場合が有り、また夫れらが「荒蕪地」の状態に在ることがあるにしても、である。<sup>(408)</sup>否、そこに偶々家屋が建っていない状態——《vacuus》の状態に在ることを示す所の記載條項の存在すること自体、飽くまで、一般的には、一個の屋敷地「保有地即ち一戸の家屋」世帯なることを間接的に證明していると言へる。

斯くて右の如き前提に立つことに依つて、前記ビドゥル・キーン両氏は、まず以て、一一四八年当時、此処ウィンチスタ市には約一、一〇〇戸が存在した、と暫定的に推定する。而して、当面對象とする所の時代より後代の・第十四世紀以降第十八世紀に至る一般にヨーロッパ諸都市に関する、フランス人研究者ロジェエーモルの行える歴史人口学(Da démographie historique)の立場よりする研究を此処に援用することに依つて、<sup>(409)</sup>(一)当時「よく發達した都市に

於ては「家族（世帯）数は戸数を九パーセントないし一〇パーセントがた上廻っていたらしく思われること、〔各各の家族（世帯）は多分平均四・五人をそのうちに含んでいたと思われること、と云う二つのアラウアンスを考慮に入れることに依り、第十二世紀中葉に於ける此処ウィンチスタ市の人口として、とりあえず五、五〇〇なる数値を算出する。その上で、後代の史料——一四一七年の「Tarrage Survey」、その他該調査前後の第十四・第十六世紀の臨時税表（subsidy list）等——より推算さるる所の・当市の「黒死病」（一三四八—九）前後における人口数一八、〇〇〇を以て、ここに前記の数値を再吟味し、是れに修正の手を加えることに依り、最終的には、両氏は、第十二世紀中葉この市は右の「黒死病」前後の人口数よりもより多くの人口——八、〇〇〇人以上の人口を擁していたであろうとなし、一一四八年当時ウィンチスタには、「ウィンタン・ドゥウムズデイ」第二部の記載條項数を遙かに上廻って——恐らく四〇パーセントないし五〇パーセントがた上廻つて、優に一、六〇〇戸以上の家屋——世帯が存したであろう、と看做すのである。<sup>410</sup>

右の世帯にして一、六〇〇戸以上、人口にして八、〇〇〇人以上という数値が、抑々推算に推算を重ねた結果導き出されたところの、大凡そ憶測的な数値の域を出ずるものでないことは、更めて言う迄もないであろう。併し乍ら、たとえ夫れがそのようなものであるにもせよ、夫れ以外にいま信頼すべき数値の與えられない以上、われわれは是れを以て姑く、われわれの判断の基準となさざるを得ない。とすると、前述せる所の四八職種に跨る一二三人の職業人なるものは、如何なる意味に於ても大いなる比重を占めて居るとは言い難い。——夫れは、先きの場合と同じ乗<sup>マルチプライ</sup>数を採るとすれば、いま五五四人となつて、一一四八年当時ウィンチスタ市における手工業・商業人口は、全人口の僅々〇・〇六九パーセント未滿であつた、と云うことになるのである。

さりながら、夫れが如何に○・○六九パーセント未満の少数であるにもせよ、彼等手工業者・商人の occupational groups (こぞは、いま、その蓄積せる富の力において、総体として中世都市ウィンチスタの 'citizen community' における凡そ支配的なる諸階層を形成したのである。けだし、おしなべて、一つ以上の「屋敷地」の保有「所有者」として、彼等は、多かれ少かれ、此の時代一切を支配する経済力を表わせる所の——恰も近代における「資本」に擬せらるべき所の「土地所有」の主体であつたからに他ならぬ。

いま、これら四八職種に跨る手工業者・商人たちを、便宜上、(A)衣料関係——織布工 *telarius*, 縮絨工 *fullo*, 染色工 *linctor*, 茜染職人 *waranchier*, 長衣仕立人 *parmentarius*, (B)皮革関係——皮鞣職人 *tanctor*, 靴屋 *corduomarius* (*corne*[?] *scrius*) [*corduannus*], 靴直し *suor*, 馬具〔=鞍〕師 *sellarius*, 馬具〔=拍車〕師 *lorimer*, 楯作り *scutarius*, 羊皮紙製作工 *percheminus*, (C)貴金属関係——金細工師 *aurifaber*, 通貨熔解人 *fundor*, (D)卑金属関係——鍛冶屋 *faber*, 銅細工師 *batar*, 締め金作り *buclar*, 甲冑等研磨師 *furbar*, (E)建設工事関係——大工 *carpentarius*, 伐採人 *lignator*, 石工 *maco*, 塗装工 *picior*, (F)商取引関係——毛織物商人 *mercator*, 高級服地商 *mercarius*, 服地商 *drachier*, 葡萄酒商人 *vinetarius*, (G)食品関係 I——屠畜業者 *carnefax*, 麦酒醸造人 *brachiator* (*bruwere*, *bruwere*), (H)食品関係 II——製粉工 *molendinarius*, パン焼職人 *pistor*, 麴麴屋 *bulengarius* (*bolengarius*), 調理師 *coqus*, 穀物商 *cornemangere*, 製菓職人 *turtellarius*, 蜂蜜酒売り *meddere*, 鯨商人 *harangarius*, 岩塩溶液煮沸夫 *sannarius* (*saharius*), (I)日用雑貨・運送関係——桶屋 *butar*, 轆轤師 *torritor*, 縫針作り *ocularius*, 飾り棚作り *scrimarius*, 獣脂売り *unctarius*, 蠟燭売り *cerarius*, 石鹼商 *saponarius*, 蘭草売り *rusmangre*, 箒作り *besmere*, 車力 *caretarius*, 驢馬車曳き *asinarius*, 割符截断者 *teleator*, の九部門に分類し、是れに造幣人 *monetarius* の一部門を加えて、以上

十部門に就いて、差当り、此れらの部門を構成する所の諸個人の数ならびに彼等の地代収入・支出、その収支上の黒字・赤字を各部門ごとに集計するならば、次表の如きものが得られるのである。

部門	員数	地代収入			地代支出			収支上の黒字			収支上の赤字				
J	I	H	G	F	E	D	C	B	A	£	s.	d.	£	s.	d.
7	16	17	8	6	10	10	5	16	20	£	s.	d.	£	s.	d.
一三	三	四	一	三	一		二		六	£	s.	d.	£	s.	d.
一	七	一九	四	六	六	一〇	一九	一五	八	s.			s.		
八	八	三	八	〇	三	三	八	〇	一	d.			d.		
六	一	一		三		一	一	三	二	£	s.	d.	£	s.	d.
一四	一	一七	一六	二	一九	一	八	一九	五	s.			s.		
五	二	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{2}$	三	一	一	一〇	二	d.			d.		
六	一	三					一		四	£	s.	d.	£	s.	d.
七	一六	一	八	三	七		一		二	s.			s.		
三	$\frac{1}{5}$	$\frac{1}{3}$	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{4}$	$\frac{1}{2}$	〇	七		一	d.			d.		
						〇		三		£	s.	d.	£	s.	d.
						〇		四		s.			一〇		d.
						〇		一〇		d.					

次に、右表に基き、いまその各部門の平均的な地代収入並びに支出——平均的な地代收支上の黒字（或いは赤字）に表徴せられる富裕度に従い、上掲十部門間に一定の序列関係を設定すれば、左表の如きものが與えられる。

順位											
	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	
	B D E G I H A F C J										
地代収入											
	£										
	—										
	s. — 七										
	d. — 一五										
	-13	3	11	1	1	3	9	1	9	1	
	-4	10	7	2	2	3	0	2	4	10	0
	E I G H A D B C F J										
地代支出											
	£										
	—										
	s. — 九										
	d. — 一七										
	-1	-2	4	1	3	3	9	2	1	1	
	-10	-5	0	2	5	10	-10	-10	7	5	4
	E F G I H A C J										
収支上の黒字											
	£										
	—										
	s. — 八										
	d. — 三										
	2	-1	1	3	7	4	4	4	4	3	
	8	5	-2	2	3	5	7	10	5	3	5
	B D										
収支上の赤字											
	£										
	—										
	s. — 二										
	d. — 一										
	四										
	3										
	5										

即ち、右表に処つて按ずるに、造幣人、金細工師を含む貴金屬関係者の優位は、もはや何人の眼にも動かし難いものが有るであらう。高級服地商を含む商人たちは、其の収入の額に於てこそ造幣人に次ぐ地位に在れ、其の支出する額も亦尠からず、收支上の黒字は意外と小さい。次いで、衣料関係の手工業生産に従事する所の各種職人たち、屠畜業者・麦酒醸造人をのぞく食品関係の各種手工業者たちが、前記諸部門の後に続く。而して、当時のウイーンチスタ都市民のヒエラルヒーにおいて其の下段を構成せる者、夫れが、いま、鍛冶屋を始めとする卑金屬関係の職人たち、とりわけ靴屋を含む各種の皮革関係の職人たちであつて、彼等こそ、かの造幣人、貴金屬関係者たちのまさしく対極に

位置する都市民層であることは、是れまた何人の眼にも歴然たるものがあろう。

尤も、右の階層構成の見取図をもって、われわれは、此の第十二世紀中葉におけるウィンチスタ市の手工業者・商人社会をいま包括的・全面的に反映せるものと看做すことは出来ない。其処には、此の見取図には現われて居ない所の——「第二部」のテキストに元來その *occupational names* を伴い、その名の記載せられて居ない所の——、卑金屬・皮革関係者の水準以下に在る者たちが、現実には存在したからである。彼等は、当時、此の中世都市に於ける土地保有態様上その全階梯のまさに底辺を形づくる者として、「第二部」にその名の記載せられて居るところの職業人の数を遙かに上廻つて、法的にはおそらく任意不動産権保有者 (*tenants at-will*) 或いは定期不動産権保有者 (*tenants for terms of years*) として、圧倒的に多数、存在していたことであらう、と想われるのである。<sup>(412)</sup>

却説、第十二世紀中葉一一四八年現在ウィンチスタ市の都市民の階層構成の見取図に現われた限りにおける最下層の職業人——皮革関係の職人たちのうち、皮鞣職人と羊皮紙製作工とが孰れも共にいまわれわれの「第二部」に於ては *Bucche* 通りの記述に現われて居るのは、興味深い。と云うのは、いったい、斯かる仕事——種々なる家畜(羊・牛・馬等)の皮を剃いで柔かく薄く伸ばす作業は、元來洗滌に十分なる給水を必要とするともに、著しく悪臭を放つ所の作業であるが、此のブツケ通りは当時この市にあっては「*Tannere* 通りと並んでイチンの流れに近く水利の便の最も良い通りの一つであると同時に、人々の多く居住する所の市の中心部のいま風下<sup>かぜしも</sup>に位置していたからである。彼等、なかならず革鞣職人が夙に文字通り「皮鞣職人の通り」を意味する所の・此の通りの一つ西側に当るタンネレ通り、その本拠を有したであろうことは、かのほぼ一一一〇年成立の「第一部」の記述に於て此の通りに居住するエドレドとともに右のタンネレ通りにラルフなる *Winnator* の居住していたことに依つて、いま象徴的に示されている。<sup>(413)</sup> 而して、

一一四八年当時都市民のなかでその最下層的存在であった所の革鞣職人が一一一〇年以後その本拠をタンネレ通りより此処ブツケ通りに移すに到つたに就いては、恐らくは、市壁内地域における人口の稠密化に因る所があると同時に是れまた右のタンネレ通りに於ける浄水の供給に対する・より優勢なる都市民層——毛織物関係の職人たち(織布工・縮絨工・染色工等)の強い要請に基くものがあつたであらう、と想われる。<sup>(415)</sup>

皮革関係の職人たちと共に当時ウィンチスタ都市民中その下層民を代表した所の、卑金屬関係の職人たちのなかでは、すべて其の八名の者が見出される所の鍛冶屋がいま最も注目を惹く。彼等の収入源は、オウルドーミンスターまた旧ニューーミンスターのハイド修道院を始めとする諸々の宗教的施設の需要に存すると云うよりも当時は主として馬匹に蹄鉄を打つことに存したであらうと考えられ、彼等の保有地の殆んどが市壁外の郊外地区とくに「西門」外の夫れに、——而も屢々市門、とりわけイングラント西部に向う「西門」に近接して、存在して居ると云うことは、其処が当時羈旅の出立点・終着点であり馬匹が其処で多く装蹄せられたことと関係があると思われる。<sup>(415)</sup>

次に、「第二部」を通じて捕捉せられ得る限りでの一一四八年当時のウィンチスタの手工業者・商人社会の言わば中堅層の一翼を担う食品関係の各種手工業者に眼を転ずると、一般に food と drink とを供給するところのさまざまな 'victualing trades' は総体的に言つて、地域的に、ハイーストリイトならびに「西門」外の郊外地区、或る程度まで市壁内地域でもその北東地区、また「南門」外の郊外地区、に集中して認められることが、先ず以て注目せられなければならない。このことは、特に「南門」外の郊外地区に当嵌ることではあるが、当時一般に社会の下層の・貧困な皮革関係その他の職人たちの間では各世帯毎に加熱並びに調理の設備の完備せるキッチンを有しなかつたと云う事情、また当時一般に木炭<sup>コーク</sup>その他の燃料が不足して、高價であつたと云う事情、と関連する所がある、と想われる。<sup>(416)</sup> その

例證は之をいま、パン焼職人と調理師とが此処ウィンチスタでは実に多数存在して居る事実の裡に認めることが出来る。といった、調理師(*coquus*)は、既に「第一部」にあつても、その記載條項[82]・[191]におけるアルベリック *Albericus*, [107]における某、[185]におけるテオデリック *Theodricus* と三名現われて居たのではあるが、アルベリックとテオデリックとは孰れも王(ヘンリ一世)の大膳職の職員であり、その名の明記せられていない記載條項[107]の調理師は式部官ハナバート——かの「第一部」の調査を直接担当せる都市民代表の事前の宣誓に際しての立会人の一人——の厨くわに働ける者であり、当面の「第二部」においても前節に検出せる者以外になお、*Salmortene* 通りに修道僧ハンフリ *Hunfridus monachus* [563]が三ペンスの地代を負担する所の土地の所有者の父親(恐らくは亡父)として前記の「調理師アルベリック」(*Albericus cocus*)の名が現われて居るのではあるが、いまパン焼職人と並んで此処に六名も現われてくる所の調理師(*cocus*)は、決してそのような王侯貴顯の大世帯に働く調理師ではなくして、庶民相手に言わば即席に惣菜を作つて鬻いで居た者である、と考えられるのである。

斯かるパン焼職人また調理師の如き他人に依つて焼かれたパン、調理された食品を購入した所の都市民は又、屢々他人に依つて醸造されたエールを嗜んだ。エールの醸造を専業とする者は、もともと「第一部」同様その作製の主目的の一つがブルーゲーブル *brugabulum* 賦課額査定上の基礎資料を作ることに存したと思われ<sup>417</sup>る割りには、此の「第二部」に其の名が記載せられて居る者の数は尠い。併し乍ら、ハイストリート北側にはオスモズ *Osmoda* [80]なる者の保有(*habeo*)する二つのエール醸造所(*in braciis*)が、*Wunegre* 通りにはゴードーハックマウスの兄弟ロバート *Robertus frater Goda Hacchemus* [568]なる者が目下其処から五シリングの地代収入を上げつつある「或る婦人の其処に一つのエール醸造所を有する所の一つの保有地」(*quadam domo ubi quaedam femina facit bractinium suum*)が、



また此の同じ通りにはラルフ・オヴァーバイトン Radulfus de Bichint' [591]なる者がいまデュランマ Durando なる者から夫れらに依つて毎週八ペンスの収入を上げつつある——三つのエール醸造所(*iii braccins*)、一戸の家屋(*domus*)、諸々の備品(*ustitias*)が、ブツケ通りにはもと王の書記サースティン Turstinus clericus [696]なる者から——一〇シリングの地代「徴収権」、三つのエール醸造所 (*iii braccias*)、彼(サースティン)の諸々の備品 (*ustitia sua*)を譲渡 (*libero*)せられて、此れらのものためにサースティンに三六シリングを支拂つて居る所のオスベルト・コッド Osberto Cod なる人物が、Golde 通りには、ゴーデハルト Godehald ならびにロジヤ Rogerus [856]なる二人の人物が王より共同保有して、夫れより一八ペンスの地代収入を上げて居る所の土地にいま彼等が奉公人たちと共に彼等のエール醸造所を (*servientes et sumu braccium*) 有して居るといふ記事が、最後に Gere 通りには、チェピングの息子のロジヤ Rogerus filius Chupping' [1080]なる者が王に一二ペンスのランドゲイブルを収めて、二つのエール醸造所と一戸の家屋とのために (*pro ii braccins et pro domo*) 一マルクすなわち一三シリング四ペンスの収入を上げて居るといふ記事が、夫々現われて居るのである。斯くして、これらの記述を通して、われわれは、「第二部」にその名の挙げられたエール醸造人の数(二名)が物語るところのもの以上に、実際は当時この市で多くのエールが醸造消費せられて居た事実を知り得ると同時に、また夫れらの醸造所——恐らく時として居酒屋を兼ねた——が屢々(其の醸造用具ともども)賃貸(*letting-out on hire*)の対象となつて居た事実をも知り得るのである。

醸造人の場合とほぼ同様なことは、之を屠畜業者に就いても言うことが出来る。前節に於てわれわれはすべて五名の者を屠畜業者として検出し得たのであるが、「第二部」のハイーストリイト北側の記述に於て、われわれはまた、一一四八年現在その機能を現に發揮しつつある所の、六つの *»scenall«* ([43]), 八つの *»stal(stal)«* ([17]・[56]・

[58] を其処に見出す。此の場合、両者はいま機能的に相互に連動する所の施設を表わし、夫々、前者は屠畜業者の手に依り牛・羊・山羊とりわけ豚の如き家畜が屠られる屠殺場であり、後者は斯くして屠られたる家畜の肉がいま食肉として販賣せられるために其処に並べられる・街路に面した陳列台であった。而も、斯かる施設が市場使用料(*the lionium*)と結びついて現われて居ることが又注目せられよう。即ち、前引記載條項[58]に拠れば、いまドイセル *Doisel* なる者は、彼の《*stat*》を保有することの代償として王に対して、六ペンスのランドゲイブルを納めると同時に、市場使用料として一ペンスを納めねばならなかったのである。<sup>(418)</sup>

ところで、右の如き施設の保有者として、茲に曩に見られた造幣人サムソン同様、<sup>(419)</sup> 一一四八年現在この市において二つ以上の屋敷地を保有し所有する者のうち・地代收支上の黒字が二ポンドを超える所のその最も富裕なる者十名中の一人にランクされる、マーティン・オウー・ベントワス *Martinus de Bintewarda* の妻(*uxor*)なる者が存在している事実を、われわれは見逃すことが出来ない。元来、ベントワスのマーティンと謂えるは、彼がウィンチスタの北東一四マイルのベントワス *Bentworth* の出身者たることに由来しているのであるが、「第二部」に於て彼は前引記載條項[56]といま一箇所<sup>[487]</sup>に於て現に生存中の人物として現われる。併しながら、此の同じ「第二部」に於て彼の相續人たち<sup>[56]</sup>も亦、前引記載條項[17]のほか<sup>1058</sup>に現われ、彼の妹(*soror*)も<sup>[144]</sup>に現われ、特にいま注目すべきは、その洗礼名の詳らかならざる・彼の妻が前引記載條項[43]・[56]のほか、<sup>[28]</sup>・<sup>[139]</sup>・<sup>[565]</sup>・<sup>[566]</sup>・<sup>[795]</sup>・<sup>[808]</sup>・<sup>[809]</sup>・<sup>[825]</sup>・<sup>[854]</sup>と、瀕出するのである。既に前節に於てわれわれがこのことを注意したように、此処ウィンチスタにおいては婦人が屋敷地の保有し所有者であった事例(たとえいまその夫が存命中であっても彼とは独立に)は乏しくないのであるが、<sup>(420)</sup> 当時その夫マーティンが果して存命中であったのか、夫れとも既に死歿して彼の子はもはや未亡人になって居るのであるか、その点

判然としない。——後者の場合の蓋然性が大きいとは思われるが、兎に角一四八八年の時点で、ベントワスのマリーティン家は、事實上、マリーティンの妹、彼の相続人たちと並んで大きく彼の妻に依って代表せられて居たものの如く、此の妻は、王が四旬節の期間を除いて毎週一ペンスのランドゲイブルを夫々取立てる所の、ハイーストリイト北側の六つの《stall》のうち、いまマリーティンがその一つより三シリリング六ペンスの地代収入を上げつつあるときに、彼女の夫よりもより多くその五つからレントの期間を除いて（毎週？）一六シリリングの地代収入を上げて居り（56）、同じくハイーストリイト北側に在る、王がレントの期間を除いて毎週一ペンスのランドゲイブルを夫々取立てる所の、六つの《scannell》についても、そのうちの一つを保有（*habeo*）して、聖スウィズイン修道院長に対し年（？）五ペンスの地代を収めつつ、右の《scannell》よりレントの期間と年三回の祝祭日（*tria festa annalia*）とを除いて毎週一・五ペンスの地代収入を上げて居り（43）、その他彼女の保有に所有に係るすべて、一の土地財産より計五ポンド一九シリリング二・五ペンスの地代収入を上げて、その地代支出合計一ポンド一五シリリング九ペンスを控除してもなお且つ四ポンド三シリリング五・五ペンスを手許に残し、斯くして前述の如く一四八八年現在この市の最も富裕なる私的領主<sup>(42)</sup>、地主十人の中で造幣人サムソンを押えて其の第五位を占めて居るのである。

以上の食品関係の各種手工業者たちと並んで一四八八年現在ウィンチスタの職人社会の中堅層を形成せる、階層としての衣料関係の手工業者たちに次に眼を転ずると、われわれはまず以て、当時この市の織物業自体が、併し其の原料の供給に於て、将又其の生産行程に於て、解明の頗る困難な錯綜した事情の下に在ることを告白せざるを得ない。例えば、後来の第十三世紀には羊毛の主要な市場は、ハイーストリイトの南側——元王宮跡の東端に在ったことが知られて居るのであるが、<sup>(42)</sup>「第二部」の記述には将来斯かるものへの発展を示唆するとき如何なる予徴だに認められ

ない。又、洗毛・選毛を経て刷毛・紡毛・梳毛に至るまでの生産行程の展開を暗示するような如何なる記述も、「第二部」には見出されない。而して其処に現われている個々の手工業者——織布工（一）・縮絨工（二）・茜染職人（三）・染色工（四）・ローブ仕立人（二三）の夫々の経済的・社会的地位は、まさしく此の「第二部」に於ける彼等の瀕出度に比例して居ると思われるが、うち全市に亘って最も広汎にその土地財産を保有し所有している最後の者は、定めし当時この市の聖界貴族を始めとする多くの大世帯に彼等の得意先を見出したことでもあろう。染色工——彼等が大青（*waida, gaida*）・あかねの根（*garrancia, warrancia*）・グレイン（*grainn*）等の染料とボタシ（*cineris*）・明礬（*alumen*）等の媒染剤との調合上有せる特殊技術のゆえに、また夫れらの染料・媒染剤の入手上要求せられる・海外市場との取引の手蔓を有したるが故に、第十三世紀多くのイングランド都市に於て凡そ毛織物生産関係者中嶄然経済的・社会的に頭角を見わずにいたる染色工は、第十二世紀中葉此処ウィンチスタに於て既に次世紀に於けるとほぼ同様なる存在に近づきつつあったと想われ、漸く現実の染色労働は是れを彼等の雇傭せる所の奉公人の手に委ねつつ、自らは脱生産者化し商人化の道をいちはやく歩みつつあった、と考えられる。ローブ仕立人に次いで比較的多数「第二部」にその記載の有る彼等の中の一人ロジャのごときはいま、前節に見られたように、六つの土地財産の保有者所有者であったのである。此のロジャを含め三人の染色工の土地財産が、一人の縮絨工の夫れと共に、水利の便の良いかの市壁内地域の北東隅なるタンネレ通り・ブツケ通りに存在すると云うことは、われわれにとつて真に興味深く、後者の通りには、そこに織布を乾かし伸ばす張り枠が定めし立てられたであろうと思われるところの、草地（*pratum*）が二箇所存したのである。<sup>424</sup>

最後に、織布工、とくに縮絨工に関して一言すれば、彼等はたとえ当時衣料関係一般の手工業者中相対的に劣位に

ランクせられたとは言え、しかもなお *Fleischmangere* 通りのゴッド、タンネレ通りのペイン両者の平均地代収入は五シリング六ペンスであつて、夫れは、皮鞣職人の同じく二人一ブツケ通りのポニフェイス、「南門」外地区のウィリアム両人の平均地代収入一シリング三ペンスとは雲泥の差が有るのである。

さて、前述せるマーティン・オヴ・ベントワスのごときエール醸造人の大物にいま匹敵するところの個人を、われわれは、また、狭義の商人 (*professional merchants*) 中に、かの高級服地商ピータにおいて見出すことが出来る。

既に前節に於てわれわれの見たる如く、彼は合計一〇の土地財産を此の市の諸所、主として「西門」外の郊外地区並びにハイーストリイトに於て保有し、夫れより計三ポンド一九シリングの地代収入を上げ、その二ポンド一五シリング一ペンスの地代支出を控除しても、地代収支上なお一ポンド三シリングの黒字を確保して居るのである。

併し、概してわれわれの「第二部」に於ては、その 'occupational dynamo' に依つて或いは又その実体に依つて、商人として識別せられ得る者の数は余りにも少ない。従つて、当時のウィンチスタ商人の階層としての客観的な社会的

・経済的役割に関する何らかの統一的な画像を此の「第二部」の記述から引き出すことは、凡そ空疎な思弁的作業に墮する懼れ無しとしない。然しながら、或いはいま此れら商人中の大物こそが、このちヘンリ二世時代に大いに興隆する毛織物工業推進の担い手となるべき此の市の衣料関係の基礎的生産者—織布工・縮絨工たちを、一部の商人化する染色工とともに、「上から」<sup>フオン・オーベン</sup>統制し、支配し、斯くすることに依つて彼等との間に漸く階級的對抗関係の萌芽を胚胎せしめつつあつたのではあるまいか。<sup>(425)</sup> その際、彼等上層都市民たちが商人ギルド (*Gilda mercatorum*) を結成して、

王より或る種の特権的自由を享受しつつあつたであろうことは、われわれが曩に「第一部」考察の結び—本稿第八節に於てヘンリ二世の二つのチャータの同時分析を通じて明らかにしたる如く、同王治下の此の市の商人ギルドが夙

に、「第一部」の成立せるヘンリ一世の時代に於て、*de facto* に存在していたと考えられる所から、容易に之を推断し得るであろう。「第二部」のハイーストリイト南側の記述には、其処にいま次の如き三つの記載條項が見出される。

「ラルフの息子チョンは、「ウィンチスタの」司教にギルドホールのためにそのパロン「の土地」につきて「地代」七シリングを「納む」。」〔140〕*Iohannes filius Radulfi episcopo vii s. de B. pro gihalda.*）

「アトシェリーナは、「ウィンチスタの」司教に「地代」八シリングを「納め」、かの同じラルフの息子チョンは、「その転貸せる」ギルドホールより一〇シリングの地代収入を上ぐ。」〔143〕*Arscelina episcopo viii s. et ipse Iohannes filius Radulfi habet de gihalda x s.*）

「更にラルフの息子チョンは、「ウィンチスタの」司教に「地代」五シリング八ペンス半を「納め」、ギルドホールより二八シリング（一ポンド八シリング）の地代収入を上ぐ。」〔155〕*Item Iohannes filius Radulfi episcopo v s. et viii d. et obolum et habet [de] gihalda xxviii s.*）

思うに、右の三つの記載條項に現われるところのギルドホール *gihalda* は、いま同一物を表わして居るのであり、此の建物は、当時ハイーストリイトの南側に於て——「第二部」の記述のコンテクトの裡に之を捉えるとき——恐らくかの一一四一年の「ウィンチスタの潰走」後取り壊された所の元王宮跡地の北西隅に、商業都市ウィンチスタの恰もシンボルであるかのように、聳え立っていたことであろう、と想われるのである。<sup>(427)</sup>

（未完）

（404） 本誌第三十六卷第三号、一九四頁参照。

（405） 本誌第三十五卷第二号、一九〇、一九四頁参照。

- (406) 本誌第三十六卷第三号、二〇〇頁参照。
- (407) 前掲号、一九四頁参照。
- (408) 同上号、一九四—六頁参照。
- (409) Roger Mols, *Introduction à la démographie historique des villes d'Europe du XIV<sup>e</sup> au XVIII<sup>e</sup> siècle* (Louvain, 3 volumes, 1955), tom ii, pp. 131-40; pp. 100-30.
- (410) Biddle, ed., *op. cit.*, pp. 440 f.
- (411) 此処に謂う所の「諸個人の数」とは、或る特定部門に関し「第二部」に直接その者の取得すべき地代・支払うべき地代の少くとも孰れか一方について明示的な記載の存する諸個人の数を指す。その孰れか又はその雙方について夫れを免除し又は夫れが免除されて居る場合、理由の如何を問わずその孰れか又はその雙方について夫れの明示的な記載を缺く場合、——此れらの場合は、右のわれわれの員数計算からは省かれる。又、貨幣形態以外の——現物形態における地代も、夫れらの事例は極めて少数ではあるが、貨幣地代に換算せられることなく、便宜上無視せられる。従って、地代の直接の取得者・給付者としてではなしに、唯単に斯かる者の父親その他の眷属としてその名が挙げられて居るに過ぎない者をも含む所の、前記二三人なる職業人の総数にいま造幣人七人を加えたる数値と、此の場合の十部門を構成する所の諸個人の總和とは必ずしも一致することにならないことが、注意せられねばならぬ。
- (412) Cf. Biddle, ed., *op. cit.*, p. 428.
- (413) 本誌第三十五卷第二号、一九三—四頁参照。「第一部」における《*tanedor*》、「第二部」における《*tanator*》は、共におなじ実体を表わすものと考えられる。
- (414) Cf. Biddle, ed., *op. cit.*, p. 434.
- (415) Cf. *ibid.*, p. 434.
- (416) 一般に村落農民の場合の 'infra-local' な交換に関については M. M. Postan, *The Medieval Economy and Society, An Economic History of Britain in the Middle Ages* (London, 1972), pp. 199 f. の注目及び記述を参照。
- (417) 本誌前掲号、一八三—四頁、一九六頁註(108)参照。
- (418) 前註(286)参照。

- (419) 本誌第三十六卷第三号、二〇三頁参照。
- (420) 前註(287)・(300)・(301)・(324)・(329)・(347)参照。
- (421) Biddle, ed., *op. cit.*, p. 372; Table 24. 但、収支上の黒字の誤算—四ポンド三シリング四・五ペンスは之を本文の如く改む。
- (422) Biddle, ed., *op. cit.*, p. 435.
- (423) Cf. E. M. Carrus-Wilson, 'The English Cotton Industry in the Twelfth and Thirteenth Centuries', *Medieval Merchant Ventures, Collected Studies* (London, 1954), pp. 215 f., 218-222.
- (424) [674] ...Item (Turstinus) priori hii d. pro prato et episcopo vi d. pro alio prato [italicized by the quoter].
- (425) ナブラヌーウィルスマン女史、またゴドマール・キーン両氏は、今日現存する最古の『財政府記録文書』——ヘンリー一世治世の1113年の夫れ (*Pipe Roll 31 Henry I*, Record Commission, 1833, p. 37) に拠りつつ、少くともヘンリー一世治世の1113年には既に、ウィンチスタの織布工並びに縮絨工は夫々彼等自身のギルド(「クラフトーギルド」)を有して居り、彼等の享受する所の諸権利がいま彼等よりも富裕にして特権的なる都市民に依つて侵害せられざるべきことの保證を勝ち得べく、王の財政府に対して、「マルクすなわち八オンスの重量の金、又は銀貨にして六ポンドという、年一回の上納を行える旨」指摘している。われわれは、之に依つて、いま当時の上層商人階級と織布工・縮絨工ら基礎的生産者との間に存在する潜在的な利害の対立關係を「手探りをもつて確る」mit Hand betappen 得るかと思ふ。Cf. Carrus-Wilson, *op. cit.*, pp. 225 ff.; Biddle, ed., *op. cit.*, pp. 427, esp. 438.
- (426) 本誌第三十五卷第四号、三〇五—一〇頁参照。
- (427) Cf. Biddle, ed., *ibid.*, pp. 336, 498.

## 前々号拙稿訂正

二〇三頁 四行目 いま一つ以上の→いま二つ以上の

〃 一二行目 凡そ手工業・商工業活動→凡そ手工業・商業活動